

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成26年9月30日 午前9時58分～午後1時52分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 江口 是彦
副委員長 中島 由美子
委員 瀬尾 和敬
委員 永山 伸一

委員 井上 勝博
委員 新原 春二
委員 今塩屋 裕一

○説明のための出席者

監査委員 桑原 道男
監査委員 小田原 勇次郎

市民福祉部長 春田 修一
障害・社会福祉課長 徳留 真理子
高齢・介護福祉課長 橋口 浩文

主幹兼高齢者福祉グループ長 副島 賢博
介護給付グループ長 上 薗 哲也
保護課長 小原 雅彦
子育て支援課長 知識 伸一
課長代理 西田 光寛

○事務局職員

議会事務局長 田上 正洋
主 幹 久米 道秋

議事グループ員 柳 裕子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 9 4 号 決算の認定について (平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	障害・社会福祉課
議案第 9 4 号 決算の認定について (平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第 1 0 7 号 決算の認定について (平成 2 5 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	高齢・介護福祉課 (市民健康課)
議案第 9 4 号 決算の認定について (平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	保 護 課
議案第 9 4 号 決算の認定について (平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	子 育 て 支 援 課

△開 議

○委員長（江口是彦）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、障害・社会福祉課から審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（江口是彦）まず、障害・社会福祉課の審査を行います。

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（江口是彦）昨日、審査を一時中止しておりました議案第94号平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題とします。

それでは、障害・社会福祉関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）皆さん、おはようございます。きのうに引き続き、本日もどうかよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、障害・社会福祉課の主要施策の成果につきまして、決算附属書に基づき、概要の御説明をさせていただきたいと思います。

附属書の73ページからになります。お開きいただきたいと思います。

まず、1、共に支え合う地域福祉社会の形成事業におきましては、災害時の人的災害を減らすために、災害時要援護者避難支援計画に基づき、平成26年の3月末現在でございしますが、2,974名の個別支援計画を策定し、支援関係者全体で情報の共有を図るとともに、地域福祉計画の改定作業を社会福祉協議会が作成します地域福祉行動計画と一体的に行ったところでございます。

また、県からの権限移譲によりまして、法人監査をするようになっておりますが、市内41社会福祉法人のうち、平成25年度におきましては、

21法人について指導監査を実施したところでございます。

次に、2、一般障害者自立支援事業では、重度障害者及び障害児に対しまして、交付者が1,133人でございましたが、タクシー等料金の一部を助成したところでございます。

次に、74ページでございします。3、障害者自立支援事業では、256人の施設入所者への支援給付のほか、生活介護給付等各種自立支援給付を行ったところでございまして、詳細につきましては説明書に記載してあるとおりでございしますが、県からの権限移譲によりまして、障害児の生活能力を確保するための医療費の助成を行う育成医療給付事業。これについては平成25年度から新たに組み込んだ部分でございまして、106件の給付費でしまして、314万9,000円の給付を行ったところでございます。

次に、76ページになります。4、重度心身障害者医療費助成事業では、重度の心身障害者の医療費助成を行ったところでございまして、2,486名に対しまして、助成額として言えば、2億4,500万円の助成を行ったところでございます。

5の特別障害者手当等給付事業では、在宅の重度障害者169名に対しまして、4,233万7,000円の手当を支給し、福祉の増進を図ったところでございます。

次に、6、障害者の自立支援の充実では、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業として、障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業等を実施したところでございます。障害者の相談支援事業につきましては、虐待防止センター機能及び自立支援協議会事務局機能を新たに付加し、基幹相談支援センターとして拡充実施したところでございます。

78ページでございしますが、7、障害児の発達支援では、心身に障害のある児童を対象に、就学デイにつきましては、児童発達支援センターつくし園で通園とデイを行っているところでございます。就学児になりますと、放課後等デイサービス事業を民間の事業者、社会福祉法人でございしますが、「ばる」で実施しているところでございまして、つくし園としましては、通園が41、デイが36人の、利用者数がございします。放課後につきましては、登録者数でございしますが、81人の登

録がなされているところでございます。

次に、８の小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付の支援におきましては、小児慢性特定疾患児に対しまして、日常生活用具、２人でございましたが、給付し、児童の福祉増進を図ったところでございます。

９、隣保館の管理運営では、隣保館におきまして、４隣保館ございますが、各種教養講座を延べ６８１回開催したところでございます。

７９ページの１０でございますが、災害援護対策では、災害救助法の適用に至らない火災によります、罹災者に対しまして、応急的に必要な援護を行ったところでございまして、平成２５年度におきましては、全焼３棟、半焼２棟、計５棟でございまして、７人の罹災者があったところでございます。

以上、障害・社会福祉課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、障害・社会福祉課長のほうで御説明させていただきたいと思います。

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、障害・社会福祉課分について、当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）障害・社会福祉課でございます。よろしくお願いいたします。一般会計歳出について御説明いたします。

決算書の１０５ページをお開きください。３款１項１目社会福祉総務費のうち、本課分の支出済み額は、３億５,１９７万５,５３５円です。備考欄をごらんください。支出の主なものは、社会福祉管理運営費では、社会福祉事務嘱託員等報酬、職員２３人分の給与費、社会福祉協議会運営補助金等でございます。繰越明許費７０万円は、地域福祉計画策定に当たり、関係機関及び関係他計画との調整に不測の期間を要したことによりまして、年度内の完成が見込めないため繰り越したものでございます。

社会福祉施設管理費では、下甌手打へき地保健福祉館の消防用設備等保守点検業務委託料等でございます。

次に、１０７ページ、３款１項２目身体障害者等福祉費の支出済み額は、２億６,５２１万６,９２６円です。備考欄をごらんください。支出の主なものは、一般障害者自立支援事業費では、

職員７人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料等でございます。障害者自立支援事業費以下の事項につきましては、先ほど部長が説明したとおりでございます。

同目の不用額について御説明いたします。

１３節委託料は、地域活動支援センター事業業務委託料、児童発達支援センター指定管理料等の執行残でございます。

２０節扶助費は、障害者自立支援事業費、重度心身障害者医療費助成事業費の執行残が主なものでございます。

次に、１０９ページをお開きください。３款１項３目地方改善対策費の支出済み額は、４,４２９万２６円です。備考欄をごらんください。隣保館管理運営費では、隣保館長等の報酬、職員給与費１人分、入来会館屋根等大規模改修工事費が主なものでございます。

次に、１１９ページをお開きください。３款５項１目災害救助費の支出済み額は、４３万７,７１７円です。備考欄をごらんください。火災による災害見舞金が主なものでございます。

同目の不用額について御説明いたします。

１４節使用料及び賃借料は、被災者用住宅借り上げ料の、２０節扶助費は、災害弔慰金等の執行残でございます。

次に、一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。

１７ページをお開きください。１３款２項１目民生費負担金、１節社会福祉費負担金の不納欠損額３０万６,０００円は、心身障害者扶養共済掛金滞納分です。時効１０年を経過し、本人より時効の援用がなされたため平成２５年度末で不納欠損処理としたものでございます。備考欄の主なものは、児童発達支援センター給付費、さつま町の負担金等でございます。

次に、１９ページをお開きください。備考欄をごらんください。１４款１項２目民生使用料のうち、障害・社会福祉課分につきましては、サン・アビリティーズ川内使用料及びつくし園利用料等でございます。

次に、３３ページをお開きください。１５款１項１目民生費負担金、１節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、医療費負担金等です。負担率はいずれも２分の１となっております。

同じく 3 節児童福祉費負担金は、児童発達支援センター給付費負担金です。負担率は 2 分の 1 です。

次に、35 ページをお開きください。15 款 2 項 2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金は、障害者自立支援事業費補助金等です。補助率はいずれも 2 分の 1 となっています。

次に、39 から 41 ページをお開きください。15 款 3 項 2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務委託金です。

同じく 41 ページ 16 款 1 項 1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、医療費負担金等です。県負担率はいずれも 4 分の 1 となっています。

同じく 3 節児童福祉費負担金は、児童発達支援センター給付費負担金です。県負担率は 4 分の 1 です。

次に、43 ページをお開きください。16 款 2 項 2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、補助率は 2 分の 1 です。障害者自立支援事業費等補助金、補助率は 4 分の 1 等となっております。

次に、51 ページをお開きください。16 款 3 項 2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金は、社会福祉統計調査費委託金等です。

次に、55 ページ、17 款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入は、備考欄、上から 6 行目、若あゆ作業所貸地料です。

次に、55 から 57 ページ、2 目利子及び配当金は、り災救助基金利子収入です。

次に、59 ページ、19 款 1 項 3 目り災救助基金繰入金は、災害救助費として、災害り災者援護措置要綱に基づく救助を行うため、必要経費分を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次に、61 ページをお開きください。21 款 3 項 1 目貸付金元利収入、7 節地震災害援護資金貸付金元金収入は、滞納者 15 人のうち、12 人分の償還金です。うち 1 人は平成 25 年度に完納し、現在滞納者は 14 人となっています。収入未済額は 404 万 8,000 円です。

次に、61 から 63 ページ、36 節県北部豪雨災害援護資金貸付金元利収入は、納入義務者 1 名の償還金です。

次に、69 ページをお開きください。21 款 5 項 4 目雑入については、備考欄の 1 行目からに

なりますが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、つくし園の給食費が主なものです。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

379 ページをお開きください。物件の行政財産の温泉権につきましては、総合福祉会館に 1 箇所ございますが、現在は使用されておられません。

次に、384 ページをお開きください。債権でございますが、下から 2 行目、地震災害援護資金貸付金と、その次、災害援護資金貸付金がありますが、決算書で説明したとおりでございます。

次に、385 ページをお開きください。基金でございますが、上から 5 行目に、り災救助基金がございますが、決算書で説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博） 附属書の 76 ページにあります障害者相談支援事業の基幹相談支援センターについては、拡充をされたということですが、この基幹型相談支援センターというのは、私もよくわからなかったんですけど、ある人を通じて少し理解はしているつもりなんですけど、いつぐらいからこれをスタートして、今までの相談業務との関係でメリット、デメリットというのはどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） これは平成 25 年度から拡充をしたものでございまして、それまでは県に障害者相談員制度というのがございまして、これを廃止する際に、この委員会でも御説明させていただいたんですけど。各地区に相談員を 19 名お願いしてたんですけども、それをより専門性の高い、資格を持った職員で対応ができないかということで拡充をさせていただいておりまして、この障害福祉のしおりの 1 ページに、現在のセンターも詳しく紹介してございますが、可愛会、薩来園、サニーサイドという三つの事業所をお願いをしております。ここに専門の相談を受けられる職員がおりまして、対応をしているところでございます。

○委員（井上勝博） 19 人の方々が相談をされ

て、相談員になっていたと。それを今、基幹相談支援センターは何人ぐらいでそれを切り盛りしているというんですかね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）専門の職員としては6名おります。

○委員（井上勝博）これは民間に委託した形になっておりますけれども、その相談がどういうルートで窓口はどこから入ってきて、それをまたそれぞれの6人の方々が、それを相談に乗っていくという、その仕組みとか流れというのはどういうふうになっているんですかね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）この基幹相談支援センターは、御存じのとおり、障害者虐待防止センターとも機能を兼ねておりまして、夜間も受け付ける、24時間365日受けられる携帯電話を所持しております。あらゆる相談にいつでも対応できるようにしているところなんですけれども。まずはどこかに、どこでも結構です、市役所でもいいです。どなたでもいいです。御相談いただければ、それに対して、すぐに対応すること、あるいは会議を開いて対応すること。それは臨機応変に会議等を諮ったりして、どのケースにはどういう対応をしていくというふうに、それぞれ専門職同士で協議をしながらしているところでございまして、関係課も当然障害者だけの問題ではなくて、それに高齢者がかかわっておられたり、児童がかかわって、女性がかかわって、いろいろ複雑でございまして、市役所の関係課ともケース会議をともに一緒に開いているところでございます。情報の共有を図っているところでございます。

○委員（井上勝博）附属書のその横のほうに表があって、相談実人員ということで合計327人、支援延べ件数ということで5,635件ということですが。この先ほど6名という相談員とか専門職の方がいらっしゃるわけですが、この相談実人員との関係というのはどういうことですか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）この相談実人員とここに表記してございますのは、相談をされた方の数でございます。

○委員（井上勝博）ちょっと教えてほしいのは、19名の相談員のころの件数と、そしてこのセンターになったときの件数の比較というのはできますか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）実際に

19名とおっしゃるのは、各地区の身体障害者協会の会長さんであられたりとか、知的障害者連合会などのその会員の方だったりとかで、ほとんど1件も挙がっていないという実情もございました。

実際は、そういう方たちはどこに今まで、じゃあ相談されてたかと言いますと、その障害者相談員ではなく、ほとんど市役所に来られたりとか、もともと障害者の施設がございまして、そこに行かれたりとかいう実例、実態はあったんだと思うんですけども。このように基幹相談支援センターを立ち上げたことによりまして、表現としては不適切かもしれませんが、爆発的にというのはおかしい表現ですけれども、掘り起こしがなされて、相談件数も実態もふえてきているところでございます。

○委員（井上勝博）それだけにその専門職の方々の大変さとか、24時間の呼び出しに応じるということになっているわけですので、もうちょっとその労働条件とか労働実態を調べた上で、必要なやっぱり人員の配置というのはもっと拡充するとか、そういうことも考える必要があるのかなと思うんですが。これ部長の見解をお尋ねしたいと思うんですが。

○市民福祉部長（春田修一）今後の人員配置、拡充のというようなことでございますが、これにつきましては、今、課長が申しましたように、知的虐待で保護をしたりとかいう形で、かなり複雑なケースがございまして、1件にかなりの日数と時間と人員を費やすというような実態もございます。

ただ現時点では、補助金の枠内の中で基準額の中内で運営をするということも基本的な原則でございまして、その中で対応しているところでございまして、今後それらの相談件数とか難易度の実態、そういう部分を見ながら、今後、御意見の部分については検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（井上勝博）それから、特別障害者手当についてなんですけれども、これは毎回お尋ねして、知らない方などがいらっしゃる、後で知って、もっと早く知っていればよかったという方なんか、非常に多いわけなんですけれども。これについては推移としては、支給額、件数がどういう状況になっているんですかね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）この手

当につきましては、在宅で重度の方という条件がございまして、今、入院されたり入所されたり、それから亡くなられたりという実情がございまして、反対に減ってきている状況でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、高齢・介護福祉課の審査を行います。

△議案第94号 決算の認定について（平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（江口是彦）それでは、高齢・介護福祉課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）続きまして、高齢・介護福祉課の主要施策の成果につきまして、同じく決算附属書に基づき、概要の御説明をさせていただきますと思います。附属書は80ページからでございます。

1、高齢者健康づくりの促進では、職員の人件費のほか、敬老金、88歳の方と、100歳以上の方、それと100歳到達の方等に対する敬老金の支給を行ったところでございます。

また、はり、きゅう、マッサージ、3,617人への交付及びお出かけ支援等の助成を行っております。

なお、そのほか高齢者クラブへの活動助成等も行っているところでございます。

81ページでございますが、高齢者の日常生活支援では、訪問給食サービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス等の日常生活の支援や、老人福祉電話対応や緊急通報システムの整備等に係る安否確認などの福祉向上に努めたところでございます。

3の老人ホーム入所措置でございますが、居宅において介護を受けられない高齢者の入所措置、227名の方の入所措置を行っているところでございます。

82ページでございますが、4、介護保険事業の推進におきましては、職員の人件費のほか、地域密着型サービス拠点等の整備、平成25年度におきましては、グループホームの増床及び同じくグループホームの開設準備、これは下甌でございましたが、開設準備の整備を行っているところでございます。

そのほか、特別地域や低所得者への利用者負担軽減事業を実施しているところでございます。

この養護老人ホーム甌島敬老園運営事業及び83ページの6でございますが、特別養護老人ホーム甌島敬老園運営事業では、社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っていただいているところでございます。

7の要介護認定審査事務では、認定申請により訪問調査を行い、介護認定審査会——委員は60名でございます。訪問調査員は18名、嘱託でございますが——で、調査及び審査会を開催して、審査判定を行っているところでございます。

なお、認定申請件数、訪問調査件数、審査判定件数は、いずれも前年度比と比べましても増加しているという状況がでございます。

次に、労働者の就労促進では、シルバー人材センターへ、現在、会員が420名いらっしゃいますが、センターへの活動助成を行ったところでございます。

84ページから87ページまでは、介護保険事業特別会計に係ります成果の説明でございます。特に給付状況等については、説明書に記載してあるとおりですが、認定率は22.1%ということで横ばい状態が続いております。給付費でございますが、給付費については、94億7,000万円でございます。対前年で比べますと2億円程度の増加でございます。

介護保険料の徴収率については、98.4%でございます。対前年比0.1%の減となっておりますが、普通徴収等につきましては、鋭意、職員一丸となって徴収に努めているところでございます。

以上、高齢・介護福祉課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、引き続き、高齢・介護福祉課長のほうで説明をさせていただきますと思います。

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、高齢・介護福祉課分について、当局

に補足説明を求めます。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、一般会計歳出について、御説明を申し上げます。決算書の111ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目老人福祉総務費につきましては、支出済み額は2億7,021万5,454円で、支出の主なものは備考欄をごらんください。老人福祉管理運営費では、職員7人分の給与費、高齢者お出かけ支援利用金助成など、老人福祉施設管理費では、入来高齢者福祉センター等の指定管理料、繰越明許費での里生活支援ハウスボイラー取りかえ工事など、高齢者生活支援事業費は高齢者訪問給食サービス委託料などが主なものでございます。

113ページをお開きください。次に、同項2目老人措置費につきましては、支出済み額4億2,533万8,478円で、養護老人ホーム入所者にかかります入所措置費であります。

次に、同項3目介護保険対策費につきましては、支出済み額14億1,569万2,966円で、介護保険対策費の支出の主なものは、職員16人分の給与費のほか、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金、介護保険事業特別会計繰出金などであります。

なお、負担金補助及び交付金が繰越明許となっておりますけれども、グループホームこうらく園につきまして、平成25年度中の完成が見込めなかったことから繰り越ししておりましたけれども、本年6月までに完成をしております。

地域介護福祉空間整備等事業費では、地域介護福祉空間整備等交付金返還金でございます。

また、28節繰出金の執行残が多額となっておりますけれども、介護保険事業特別会計繰出金に係る執行残で、給付費の伸びを最大で見積もっているために執行残が生じたものでございます。

次に、同項4目養護老人ホーム費につきましては、支出済み額6,823万1,882円で、支出の主なものは、職員5人分の給与費のほか、甌島敬老園の指定管理料であります。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費につきましては、支出済み額1,915万7,825円で、支出の主なものは、職員3人分の給与費などでございます。

次に、同項6目介護認定審査費につきましては、

支出済み額1億370万6,409円で、支出の主なものは、介護認定審査会委員60人分及び介護認定訪問調査嘱託員18人分の報酬などでございます。

135ページをお開きください。5款1項1目労働諸費では、支出済み額1億2,058万8,960円のうち、高齢介護福祉課分は労働者福祉対策費のシルバー人材センターに対する補助金2,670万円であります。

次に、一般会計の歳入について御説明いたしますので、決算書の17ページをお開きいただきたいと思います。

13款2項1目民生費負担金の2節老人福祉費負担金の歳入の主なものは、養護老人ホーム入所者負担金の老人福祉費負担金が主なものであります。

収入未済額につきましては、過年度分で2名分の収入未済分でございます。

19ページをお開きください。14款1項2目民生使用料の高齡・介護福祉課分については、備考欄の中ほどでございますけれども、入来高齢者福祉センター使用料などが主なものでございます。

次に、43ページをお開きください。16款2項2目民生費補助金では、2節老人福祉費補助金は在宅福祉アドバイザーと老人クラブの運営費補助金などがございます。

45ページをお開きください。同目6節介護保険事業費補助金は、グループホーム施設整備等にかかります補助金が主なものでございます。

なお、収入未済額につきましては、施設整備の事業繰り越しに伴います未収入でございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、平成26年度完成でございましたので、平成26年度中に収入済みでございます。

次に、57ページをお開きいただきたいと思います。17款1項2目利子及び配当金の高齡・介護福祉課分は、介護保険高額介護サービス資金貸付基金の利子収入でございます。

次に、63ページをお開きください。21款3項1目貸付金元利収入は、特別養護老人ホーム整備資金貸付基金の収入でございます。

次に、69ページをお開きください。21款5項4目雑入の高齡・介護福祉課分につきましては、甌島敬老園の派遣職員にかかります人件費分の収入が主なものでございます。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

378ページをお開きください。1、公有財産、(1)土地及び建物でございますけれども、高齢・介護福祉課分は表の中ほど、公共用財産の社会福祉施設、土地の減、733.25平方メートル及び建物で費目増の減、256平米につきましては、旧鹿島老人憩いの家で普通財産として鹿島コミュニティ協議会に貸し付けたものでございます。383ページをお開きください。

2の重要物品、現在高調べでございますが、表の左側、一番下の段、機械器具類の増、4件のうち1件が高齢介護福祉課分で、特別養護老人ホーム飯島敬老園の洗濯機、ガス、乾燥機でございます。

384ページをお開きください。3、債権でございますが、高齢・介護福祉課関係では、3行目の寿里苑運営資金貸付金がございます。当該債権につきましては、合併前の里村におきまして、特別養護老人ホーム運営資金として、無利子の貸し付けを行ったもので、平成25年度は150万円の償還があり、年度末残高は2,850万円となっております。今後20年間で償還の予定でございます。

次に、385ページをお開きください。4、基金でございますが、高齢・介護福祉課では、特定基金として、下から5行目の介護給付費準備基金があります。介護給付費準備基金につきましては、年度中に6万円の積み立てを行い、平成25年度末残高は2億3,968万9,000円となっております。

次に、386ページをお開きください。運用基金では、介護保険高額介護サービス費と資金貸付基金がございます。基金の運用について御説明いたしますので、393ページをお開きください。介護保険高額介護サービス費と資金貸付基金でありますけれども、平成25年度末残高は、1,200万円となっております。平成25年度中の貸し付けの実績はございませんでした。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

なお、細かな計数等につきましては、課長代理、主幹、並びにグループ長等に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明があ

りましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）附属書では80ページ、はり、きゅう及びマッサージ等施術料助成についてなんですが。これ平成24年度が60回だったのを、平成25年度から40回にしたということなんですよ。

それで、その60回から40回にしたということで、それぞれのこの右の表にある申請者件数や、その他の数字にどんな影響になっているか、お尋ねしたいと思うんですけども。要するに平成24年度のこの右の表と同じ数字がわかれば、教えていただきたいと思うんですよ。

○主幹兼高齢者福祉グループ長（副島賢博）

申請者件数については、平成25年度の3,617名になっておりますが、平成24年度が2,789名となっております、若干、人数としてはふえております。

発行冊数につきましては、平成25年の3,865冊に対しまして3,766冊、発行枚数につきましては、すいません、そこは冊数から40枚と60枚ということで御了承ください。

なお、利用枚数につきましては、平成25年度1万3,115枚となっておりますが、これが平成24年度1万4,613枚の利用であります。金額につきましては、平成24年度、1,169万400円の助成額がありました。

以上です。

○委員（井上勝博）結局60回を40回にしたんだけど、助成額としては微減ということであるわけですけども。やはり大して、そんなに削減効果というふうにはなっていないんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。要するに、これは財政運営プログラムに基づいて、その発行を抑えるということだったと思うんですけども、その辺の評価はどういうふうにお考えですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）昨年発行はしてるんですけど、実際、発行しても利用率につきましては、17%ぐらいの利用率になっております。実際、発行しても使われてないというのが実情でありますので、そのような関係で、60回を40回に減らした部分があると思います。

以上です。

○委員（井上勝博）利用率が少なかったからということなんすけども、たくさん使われる方は

たくさん使われると思うんですよね。やっぱり体の状態によってですね。そういう方々と、それからもらったけれども、そんなに使ってないという方々。で、やはりそれはもうそれぞれの人たちの体調によるもので、60回を40回にしたということによって、そんなに削減効果がそんなにあるものではないわけで、やっぱりそういう意味で、体の不調を訴えている方に対する配慮ということを考えていくと、少しの予算ですから、やはり元に戻すというふうにはできないものだろうか。

これは昨年の3月の予算の審議の中でも、単にそのサービスを受ける側だけじゃなくて、施術をされる側の福祉と、つまり障害を持った方がやられているケースが多いということで、そういった方々の仕事をふやすという面もあったということです。やっぱり福祉の効果としては決して軽くはないもの、費用対効果とすれば、いい効果があるものだというふうに思うんですが。その辺の今後の考え方というのは変わりませんか。

○市民福祉部長（春田修一） ただいまの御質問でございますが、今、担当グループ長が話をしたように、申請者件数とか発行冊数については、平成24年度と平成25年度を比較をするとふえております。ただ全体的な、ここ4年間の状況を見てみますと、利用枚数が平成22年度で約1万7,000あった部分が、毎年減少になってきているというような状況があるところでございます。

かつ、先ほど課長が言ったように、その利用者の状況を見たときに、60回全てを使われる方は、ごく少なかったというようなこと等があって40回に削減したというような状況がございます。

ただ、委員もおっしゃるように、この給付費につきましては、これも平成22年度が1,358万円、平成24年度が1,169万円という形で毎年減少してきていたというような状況等もあって、その減少幅より、今回の部分についてはそんな影響が、平成25年度についてはなかったと思っておりますので。結果的には40枚で40回の利用にしたにしても、利用する側からすれば、そんなに大きな影響はなかったのではないかなというふうに考えておりますので、これらを参酌しますと、この回数をふやすということは現時点では考えてないところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） シルバー人材センターの活

動助成が83ページに、附属書に載っていますが。これはやはり補助金を少し減額しているということで、この実際にシルバー人材センターで働いている方々への影響は、予算段階ではないというふうなおっしゃり方をしたんですけれども、それは実際はどうだったのですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 影響はないと考えております。シルバー人材センターにつきましても、歳入確保につきましても、鋭意努力をされて歳入確保を努めていらっしゃるもので、こちらの削減をしても影響はないと考えているところでございます。

○委員（井上勝博） 会員数とか実際の仕事の件数とか、そういうのは影響なかったですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 件数の実際の数字等については把握しておりませんが、決算等を見させていただきますと、件数等もふえておりますし、またいろんな事業等についても派遣をされているようでございますので、歳入努力をされていらっしゃるということで認識しております。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一） 今、課長の申したとおりなんです、シルバーの決算を見ますと、平成25年度については、会員獲得のための事業をされております。それは民生委員会とかいろんなところに、営業と申しますか、そういう形をなされておまして、会員数もふえ、かつ委託事業と申しますか、その部分もふえたというような形で、昨年の決算の中では聞いているところでございます。

ということで、経営自体としましては、今回削減したことによる影響という部分は、逆にインセンティブが働いて会員獲得とか、そういう事業取得という形にシルバー自体が取り組まれたという形でプラスに働いてきたのではないのかなというふうには考えているところでございます。

ただ、いずれにしても、うちの場合はシルバーに対する助成につきましては、基準額よりかなり高い額を助成をしております。類団のところと比べても高い助成をしているという部分は御理解いただきたいと思います。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二） 1件だけ、要介護認定の審

査のあり方についてをお尋ねをいたします。

今、この資料によりますと、全体的な調査、あるいは認定の6,000件を超える ― 新規、あるいは更新、変更、6,000件を超える、件数になっているようなのですが。今、介護認定の調査の方が18名、それから審査会員が60名ということで平成25年度は動いていらっしゃるわけですね。そうしますと、今、申請をしてから約2箇月ぐらいかかるというのは、常識的な話とよく聞かれますが。調査員にお願いをして、調査員が来られて調査をされて、それが審査会にかけられて判定が出る、通知が来るっていうまで、その話をよく聞かれますが。認定のあり方について、この6,000件を18名が調査をされて、60名がそれぞれグループ分けをされて、5名ぐらいですかね、5名ぐらいに審査をされるんですが。今現在、この件数で日程的に申請から認定が発行されるまで、そういうような任務で平成25年度苦情はなかったものなのか。

それから、これからまたどんどん認定の数がふえてくるんじゃないかと予想されるわけですね。団塊の世代がだんだん70歳から75歳になっていけば、さらにそういった認定がふえてくるんじゃないかと思うんですけども。そうした中でこの推移、今のこの現状の中で平成25年度はどうであったのか、それをまたちょっとふやす体制になっていくのか、そこら辺の平成25年度の状況、そこら辺をちょっとお知らせください。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 認定申請が行われてから、その結果が出るまでは、30日以内には出さないといけませんので、それに基づきまして認定調査審査まで行って、30日以内、1箇月以内には結果が出るような形でしておるところでございます。

調査員につきましては、今18名おりますけれども、月大体1人当たり30件程度の調査を回っていて、1日2件程度調査をしているところでございますので、今後ふえていく場合につきましては、調査員等をふやさせていただくとかという形になるかもしれませんけれども。現状で言えば、今のところ推移を考えますと、しばらくの間はこの人数で十分足りるんじゃないかなということで考えております。

審査会につきましても、毎日、審査会を開いて

いただいております、大体二十七、八件程度の審査会を毎日開いていただいて、12回、週に6回ずつ開いていただいているところでございます。

以上です。

苦情につきましては、特にございません。

○委員（新原春二） それ、今、具体的に言って苦情はないということですけども。ちょっとケアマネージャーさんの声を聞きおけば、やはり実態とちょっと違ってくるような声を聞くんですよ。だから、そこ辺でケアマネさんの申告があって、初めて調査員が動くわけですけども。そこら辺のもっと、ケアマネさんのグループがあるのかよくわかりませんけれども、そこら辺との連携というのはどういうふうなものになっているんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 認定審査につきましては、特段、苦情はないと考えておりますが、その他の部分につきましては、いろいろ御意見等があると思いますけれども。介護事業所さんたち、ケアマネさんたちも集めて研修会を開いたり、その辺の情報共有とか、お互いに一緒になってこの介護保険事業を進めていかないといけませんので、連携をとりながらやっていきたいと考えているところでございます。

○委員（新原春二） 高齢者との一番の接点のところですので、ケアマネさんを含めて、そうしたいろんなディスカッションでありますとか、いろんな意思の統一を、ぜひしていただきたいと思えますし、これから先、本当にふえる予想が ― 減る予想よりも、ふえる予想が、されますので、そこら辺の実態をよくつかんでいただいて、今後、鋭意また努力をしていただきたいというふうなお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（瀬尾和敬） きょうは高齢者クラブの方々の交通安全街頭キャンペーン、もう終わったかどうかわかりませんが、今されていると思いますが。この高齢者クラブの活動助成について、お伺いしたいと思います。

133団体、677名に対して、734万2,220円というふうに助成をされています。高齢者クラブの参加資格とかそういうのは、統一されているんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） おおむね

60歳以上の方でございます。補助金を出しているところにつきましては、単位団体につきましては、10名以上の団体のところにつきまして、補助金を出しているところでございます。

以上です。

○委員（瀬尾和敬） ことしの全国的に見て、高齢、今言われた60歳以上というのは相当な数になるわけで。ことしは全国的に見て100万人ふやそうと、鹿児島県も何万人かふやそうという目標を立てて、会員の獲得に一生懸命になっておられると聞いておりました。これは平成25年度はこうですけども、その後の会員の増加とかそういうのがわかりますか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 高齢者クラブのほうにつきましても、会員増強につきましては、強化月間と目標が出たりとかしながら努めていらっしゃるところでございますが。平成24年度が団体数は133団体でございますけれども、会員数は6,874名。それで平成25年度が6,777名ということで若干減ってきております。一番多かった、最近では平成22年が会員数といたしまして、7,100名ほどいらっしゃいましたけども、若干減ってきているのが実情でございます。連合会とされましても、クラブ員の会員増強に努めていらっしゃるところでございます。

以上です。

○委員（瀬尾和敬） 私も60歳を超えたときに勧誘を受けまして、入っておるんですが、年間2,000円——単位老人、これ単老とか普通言うんですけど、まあまあそれはそうとして、年間2,000円払っております。これで助成金がおおむね1,000円ですので、3,000円ぐらいで賄っているんですけども。これからどんどん、私は薩摩川内市のこの高齢者クラブの会員がふえていくんじゃないかと思ったけど、徐々に減っているんですね。

きょうのパレードされた方々、これはある意味、元気な方が多いですよ。こういう方々は、例えば交通安全に関しては、もう知識を持っていらっしゃるし、対応できるんですけども。これに参加しない方がそういった交通事故に遭ったりされるケースが多いわけですよ。このような、今後どんどん高齢者がふえてくる中で、またその辺の対応というのを、やっぱり市としてもある程度考えていかなければならないんじゃないかと思うん

ですよ。例えば、こういうキャンペーンなんかをされるときなどには、特に思うんですけど。ここに出てこない方の、例えば、指導徹底とか交流の場をどうするのかということですね。これからちょっと重要なものになってくるような気がするんですけど、どんなふうな思いでおられますか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） この会員増強につきましては、本当に課題であると思います。介護予防ともつながっていくと思います。

それでPRも含めながら、このような事業に、きょうもありましたけども、元気度アップボランティア事業のポイントも打っていただいたりとかってしてますので、今後そういう会員増強も含め、介護予防につなげていけるような形でこちらのほうもPRに努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博） 附属書の81ページの生活指導型ショートステイと生活支援型ホームヘルプ、利用者数が非常に少ないわけですよ。本来ならば、ショートステイとかホームヘルプサービスとかいうのは、介護保険制度の中にもあるわけですが。認定されなかった方が突然の体調不調とか、そういうものによって利用されるということであるサービスなんですかね。その辺をちょっと説明いただけますか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 今、井上委員がおっしゃったとおりでございまして。疾病等ではないんですけども、救急に体調不良になったというような方々等への対応で、この生活指導型ショートステイなんかはしているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 利用が非常に少ないというのは、これは余りそういう認定までは受けないよと、私は介護はそんな必要でないよという方が、突然体調不良になったという場合に、市役所に電話すれば、こういった制度をすぐ利用できるというふうになってるんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） はい、そのような形で対応しているところでございます。現在、少ないといいますのは、介護保険事業の中のショートステイを使われたりとかとする部分

が結構いらっしゃるんじゃないかなということで考えています。

以上です。

○委員（井上勝博）介護保険制度のサービスとダブってるんだけど、認定を受けてない方というのは、かなりまたいらっしゃるわけで、そういった方々が余りそういう制度があることを知らないということもあるのかなと思うんですが、そこはどうなんですか。こういうサービスがあるんですよと、気軽にというような広報は、十分に行き渡っているんでしょうかね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）広報については、随時こちらのほうでしておりますけれども、生活支援型ホームヘルプサービスにつきましては、平成25年度で廃止になっております。平成26年度以降はないということでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）要するに、平成25年度まではやってたんだけど、平成26年度からは廃止になったと。利用が少ないからということでなんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）利用が少ないからということでございます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第94号、平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算に係る審査を一時中止します。

△議案第107号 決算の認定について
（平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（江口是彦）次に、議案第107号決算の認定について（平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、御説明をいたします。

まず、歳出について御説明いたします。決算書の362ページをお開きください。1款保険給付費につきましては、支出済み額94億6,856万

2,165円で、居宅や施設における介護サービス給付費や高額給付費、介護予防に係る給付費の支払いを行っております。

なお、保険給付費の不用額が多額となっておりますけれども、介護給付費の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによります執行残でございます。

次に、364ページをお開きください。3款1項4目1次予防事業費につきましては、支出済み額9,539万3,668円で、支出の主なもの、嘱託員4人分の報酬と、高齢者に対する介護予防の普及啓発の事業等でございます。

同項5目2次予防事業費につきましては、支出済み額124万7,537円で、支出の主なものは、2次予防事業の参加に係る判断業務委託などでございます。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、支出済み額2,875万672円で、支出の主なものは、職員3人分の給与費のほか地域包括支援システム保守業務委託などでございます。

同項2目総合相談事業費につきましては、支出済み額4,646万6,477円で、支出の主なものは、職員1人分の報酬と市内13箇所の在宅介護支援センターの総合相談業務委託料及び介護予防普及業務委託料でございます。

次に、366ページをお開きください。同項5目任意事業費につきましては、支出済み額3,109万4,557円で、支出の主なものは、家族介護用品、寝たきり老人介護手当の扶助費でございます。

同項6目地域包括支援センター運営協議会費2万3,780円につきましては、協議会開催に伴います経費でございます。

同項7目包括的支援事業一般管理費につきましては、支出済み額9,187万3,107円で、支出の主なものは、嘱託員2人分の報酬と地域包括支援センター運営事業委託でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、支出済み額6万円でございます。不用額につきまして説明をさせていただきます。平成25年12月補正におきまして、前年度繰越金と歳出予算の執行状況を勘案いたしまして、介護給付費準備基金に積み立て可能と判断をいたしまして、当初予算で計上しておりました基金繰入金

4,774万2,000円を減額し、基金積み立てといたしまして、6,104万7,000円を増額補正をいたしました。しかし、実際には基金利子分の6万円しか積み立てを行わず、6,098万7,000円の執行残が生じたところでございます。

理由といたしまして、平成25年度前半の介護給付費の支出が7億6,000万円から7億8,000万円と当初の予想より低かったために、介護給付費準備基金への積み立てが可能と判断いたしました。12月補正で増額補正を計上いたしましたけれども、12月補正及び3月補正後の介護給付費が月平均で8億円を超え、基金積み立てを実施することが難しい状況になったと判断いたしました。

また、後年度の介護給付費の増加に備えるために、介護保険料を積み立てる介護給付費準備基金に国県への返納金を積み立てることは、基金の目的にそぐわないことから、翌年度発生する国県支出金の精算返納金の財源として、例年繰越金で対応したこともございまして積み立てを行わなかったことから、不用額が生じたものでございます。今後は、きちんと状況等を判断をいたしまして、適切な対応をしてみたいと考えているところでございます。

次に、6款1項償還金及び還付加算金につきましては、支出済み額7,093万3,104円で、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金及び介護保険給付費確定などに伴います国県への返還金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。356ページをお開きください。歳入につきましては、主なものについて御説明をさせていただきますと思います。

1款1項介護保険料16億3,728万8,020円は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。平成25年度現年分の本市の保険料徴収率は、年金天引きによります特別徴収については100%でありますけれども、普通徴収に係る現年分の収入未済額は2,577万1,960円、収納率は82.9%と、前年度と比べまして0.7%の減となっております。現年分全体につきましても98.5%と、前年度比0.1%の減となっております。ところでございます。

また、過年度分の収入未済額は、3,239万7,630円で前年度より410万1,860円増

加し、収納率は11.9%で、前年度より0.1%減でございました。

次の、3款使用料及び手数料、督促手数料の収入未済額は80万2,000円で、前年度より16万7,530円増加しております。

なお、過年度分のうち、保険料の1,351万6,680円と、督促手数料17万700円について不納欠損処理を行ったところでございます。不納欠損処理後の保険料の収入未済額は、5,816万9,590円で、収納対策といたしまして、臨戸や電話、納付誓約書等によります時効中断を行うなど、収納向上に努めておりますけれども、今後も年金支給月を中心に、収納対策強化月間を設定するなど徴収計画を立てて、収納率の向上を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金については、収入済み額26億9,317万145円で、1項1目介護給付負担金と同款2項1目調整交付金及び4目の地域支援事業交付金がございます。

次に、5款支払基金交付金につきましては、収入済み額27億5,652万9,752円で、1項1目介護給付費交付金と同項2目地域支援事業支援交付金があり、2号被保険者の負担分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

6款県支出金につきましては、収入済み額14億9,038万7,187円で、358ページをお開きください。1項1目介護給付費負担金及び3項1目地域支援事業交付金は、給付費及び地域支援事業にかかわります県の負担分でございます。

7款財産収入については、説明を省略させていただきます。

次に、9款1項1目一般会計繰入金12億3,127万4,169円につきましては、市の法定負担分など一般会計から繰り入れるものでございます。

10款繰越金、12款諸収入については、説明を省略させていただきます。

次に、368ページをお開きください。実質収支に関する調書でありますけれども、収入総額99億9,194万6,000円に対しまして、歳出総額98億3,440万5,000円で、歳入歳出差引額は1億5,754万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質

収支額は同額の1億5,754万1,000円となっておりますけれども、国県への返納金が2,499万2,836円あることから、実質的には1億3,311万7,000円が平成26年度の財源となります。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

なお、細かな計数等につきましては、課長代理、主幹並びにグループ長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今、最後に言われたのが、数字をちょっとメモできなかったんで。要するに国に返すべきお金があるから、翌年度に繰り越す金額はこれだけだというふうにおっしゃったと思うんですが、もう一回お願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 附属書の84ページの上のほうを見ていただければと思いますけれども。実質余剰金ということで、介護保険特別会計事業のところで、ここに余剰金の部分が1億3,311万7,000円ということで、御説明をしたところでございます。

○委員（井上勝博） それから、先ほど歳入の部分なんですけども、357ページの収入未済額について、主に普通徴収ですか、普通徴収の滞納があると。それは年金額がたしか1万5,000円以下というふうになってたと思うんですが、この1万5,000円以下の年金受給者というのが何人なのか。で、無年金という方もいらっしゃると思うんですが、無年金が何人なのかというのはわかるんですかね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 1段階、2段階の数といたしまして、1段階の方々は410名、2段階の方々が6,661名ということで押さえているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 1段階というのは、つまり無年金、もしくは1万5,000円以下ということが410人ということですね。無年金が何人かは、まあわからんということですね。その無年金の方や、極めて年金が少ない方々は、家族の方に扶養されているというか、そういうことで暮らしてい

かれていらっしゃるんだと思うんですよね。もしくは、生活保護の方もいらっしゃると思うんですが。それは別にしても、家族の方に扶養されていると。その際に家族に、1世帯に対して介護保険料を請求しているということで、家族が支払っていないというケースなどもあるんだろうと思うんですが、その辺の実態はどういうふうになっているか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） そこまでは実際に把握しておりません。

○委員（井上勝博） だから、収入未済額ということで、その徴収に努力されているんじゃないかと思うんですが。介護保険料だから、これは収納課じゃなくて、いわばこの課でやられているということで、連絡をとったりいろいろ話をされたりしているんじゃないかと思うんですが、その辺の実態がこうつかめないというのは、ちょっと腑に落ちないところもあるんですけど。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 収入未済の件数といたしましては、人数的には延べ人数ですけれども656名ほど、件数といたしまして2,700件前後でございます。収納につきましては、介護保険制度の滞納等がございますと給付制限等もございますので、その辺の説明をきちんとしながら、収納に努めていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 介護保険制度の問題で、こういったところで例えば減免という形の制度もあると思うんですが、減免申請の実績というのはあるんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 減免はございません。

○委員（井上勝博） 制度は。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 災害減免しかなく、市内の実績としてもございません。

○委員（井上勝博） それで介護保険制度の中で、24時間巡回サービスを平成25年度から始めるのか、それとも事業者を探すということだったのかわかりませんが、進めていくというお話であったと思うんですけども。あとその認知症地域支援員については、まあいいや。まずその24時間定期巡回随時対応型サービスについてはどういふふうになってるか、お尋ねします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） さきの委

員会でも若干説明をさせていただきましたけれども、平成25年度募集しまして、1事業所が手を挙げていただいたんですけども、人的な配置がちょっと厳しいということで、今年度、手を下されたという形になっております。

今後は、また公募等をするなりして、ぜひこの定期巡回につきましては、在宅での介護を行うには重要な分でございますので、ぜひ公募をいただければなということだと思っております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（永山伸一） 介護保険料の収入未済の件については、現年分についても年々ふえているんですね。したがって、滞納繰越分もふえてくるということです。監査意見にもありますように、やはり介護保険制度の流動性を保つためにも、やっぱりこういったさらなる収納率の向上に努めてほしいと。いろんな問題はあろうと思いますが、役所全体でもって取り組んでほしいと、これは意見として申し上げておきます。

もう1件、決算書の366ページの基金積立金、課長はいろいろと説明したけど、結局あとづけであって、補正でいったときには必要性を訴えて補正予算を組んで、結果として、繰越金として残せば、それが使えるとおっしゃったんだけど。もうそれ言っちゃえば、全ての不用額が全部そういうふうに使えますよという話で。以前、私、市と合併したときに非常に不思議だったのが、財政課がそれをいいようなことを言ったもんだから、それは違うんじゃないと言った覚えがあるんだけど。

やはり必要性があって予算措置をして、結果としていろんな流れはわかるんだけど、それが結果として、また後で繰り越した結果として、残して、繰り越せば、いけんか使えますと。いえば、全ての予算はそういうふうになってしまうわけがありますんで、適正な執行にさらに努めてほしいと、これはやはり言っとないといけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一） 今、2点の御意見でございました。

まず一つ目の、その徴収につきましては、私どもも公平性を保つためには徴収率を向上させないといけないということだしております。

特に、生保になられた方、あるいは収納課のほうの滞納をされている方、そういう部分につきましても、絶えず情報を共有しながら対応をしているところでございます。高齢・介護福祉課だけではなくて、収納課とか他の課との連携をしながら、徴収率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

ただ、今回、不納欠損をした部分につきましては、生活保護等に陥えられた方、受給をされた方、あるいは滞納等の区分がございまして、どうしても税のほうの収入もできない方で、時効の援用があった部分という形でやむなくしているところがございます。

ただ、この方につきましては、先ほど課長も言ったように、給付制限がかかってまいりますので、そのあたりも十分説明をしながら、本人さんの不利益になることも、この介護保険の中ではございますので、そのあたりも十分説明をしながら、分納等も含めて今後も対処していきたいというふうに考えております。

それともう1点の不用額につきましては、補正に上げた時点で、先ほど課長が言ったように7億7,000万円ぐらいだった部分が補正後の中で8億円を超えてきたというような状況が出てきたところです。

特に、介護給付費の場合は2箇月おくれで請求が来るということもございまして、3月補正が1月になってるというようなこと等で、そのときには先ほど言ったように8億円に上がってきた数字しか、つかめなかったという部分があつて。このまま積み立てをしてしまうと、繰り上げ充用という部分もちょつと視野に入れなくなってきたということ等もございまして、やむなく補正予算にも間に合わなかった、3月補正にも間に合わなかったというような状況で対応したところでございます。

ただ結果、ふたを開けてみますと、2月分の請求がかなり落ち込んだということで、この部分が見込み違いというような形で不用額も出てきたというのが実情でございます。

こういうことを言っただけなんです、1箇月の給付請求が8億円という非常に大きな額になるもんですから、私どもも細心の注意を払いながらやっておりますけど、今回こういうことになったということで、非常に今後十分、それらも参酌

した上で十分な補正予算の計上、あるいは対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）平成25年度からの新規事業で認知症施策総合事業というのをやるということだったわけですが、これは決算書の360ページの2次予防事業費と関連しているんですかね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）2次予防事業とは関連はしておりません。

以上です。

○委員（井上勝博）この認知症施策総合事業については、これは平成25年度ではどういうふうになっているのですか。ちょっと決算書の中でどうなっているか、わからなかったものですから。

○介護給付グループ長（上藺哲也）平成25年度の予算中、認知症の関係は、任意事業の中に予算化をしてあるということになってございます。

以上です。

○委員（井上勝博）この認知症について、認知症施策総合事業は、認知症地域支援員を配置して、そしてその要援護者のマップ作成などを行うということになっているのですが。実績としては、どういうふうになっているのかというのは、資料の中にあるのですか。

○介護給付グループ長（上藺哲也）済みません。実績のほうには記載はしてございません。

以上です。

○委員（井上勝博）私は、予算のところで説明して事業を始めるというふうにおっしゃっているわけだから、決算のところでそれがどうなっているのかということを説明するというふうにしなければ、どうなったのかなということを聞かなければわからないというのでは、まずいのではないかと思います。そこら辺、どうなっているのですか。新規事業については、やっぱり経過がこうなりましたという話はあったっていいじゃないかと思うのですが、どうなんですか。

○市民福祉部長（春田修一）認知対策につきましては、さきの委員会の中でも申しましたように、大きく七つの視点で持ちまして、今取り組みを進めているところでございます。平成25年度は、その足がかりづくりという形で、ここで書いてご

ざいますように、支援員あるいはコーディネーター業務という形で配置をしたところでございまして、この部分が平成26年度の取り組みの中に生かされてきているというふうに考えております。ですから、コーディネーターとしましては、地域の中でそういう組織づくりをするための活動を行ったところでございまして、認知症支援員につきましても、同じようにその地域の中で生かせる資源がどういう形であって、地域の中でそれをどういうふうに使えるかという部分を、地域の中に、コミの中に入ったりして、あるいは在介と一緒にあって、そういう取り組みをした部分でございまして、ですから、それを成果という形で、なかなか決算上挙げられずに、平成26年度の委員会の中では、今後取り組むべき認知症対策という形で、報告をさせていただいたところでございますので、御理解いただければありがたいというふうに考えております。

○委員（新原春二）任意事業の関係で、市民後見推進事業の418万の委託をされていますが、平成25年度の事業の中でどんな事業をされて、どのようになっていくのか。今後、社協に、平成26年度から移行されていると思うのですが、そこら辺の平成25年度の委託の状況についてお知らせください。

○市民福祉部長（春田修一）この委託につきましては、リーガルサポートセンターという、そういう専門的な司法書士のリーガルサポートという県の組織がございまして。そこに委託した部分でございまして、その部分で広く市民への周知を図るための講演会、フォーラムを開催した部分が1回です。そのほかには、市民後見人が募集をかけたところ、20名ぐらいいらっしゃいました。その方の基礎教育と申しますか、市民後見人になった際の、どういう制度的な問題あるいは対応の仕方と、そういう基礎的な受講を委託をしたというのが、この委託料の内訳でございまして。

○委員（新原春二）平成25年度は準備期間として、講習会であるとか、講演会だとか、そういうことで事業をされたんですが。平成26年度からも社協に事業が移っていくと思うんですけど、そういう認識でよろしいんですか。

○市民福祉部長（春田修一）平成26年度につきましては、平成24年、平成25年で要請した、卒業された市民後見人の方がいらっしゃいますの

で、その方の活用をどういうふうに考えるかということで、平成26年度、社会福祉協議会のほうに、委託をかけたというような状況でございます。社会福祉協議会のほうでは、社会福祉協議会として、市民後見の受託が、裁判所から受託が受けられる法人後見という形で、今、定款等の変更を準備をされて、近々申請されることになります。そういうことで、社協が法人の後見をとられることによって、そこでいろんな相談がきた部分を市民後見の方が、そこで実習と申しますか、キャリアを積んでいただいて、ひとり立ちできるようなサポートができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

社会福祉協議会としましては、今までこの後見センターがございませんでしたので、福祉サービス事業という形で、そういう後见到該当しそうな方の金銭管理とか、そういう部分までやっておりましたので、その後見をされない方のサービスと、法人後見をして受けた成年後見人とのサポートをするという二つの歯車で回していくことによって、先ほど言った市民後見人をどういう形でキャリアアップしていくかという形で活用していきたいというふうに考えております。ただ、平成26年度につきましては、市がセンターを設置して、その市民後见到係る部分を社協のほうに委託するという形で予算を執行しておりますが、先ほど言ったように、社協さんが法人後見をとりますと、社協さんのほうが成年後見センターを設置して、それに関する運営に対する補助を市のほうがやったほうがいいのではないかなということも、今考えているところでございまして、これについては、今、社協さんとも詰めをしているところでございます。先ほど言ったように、二つの事業をよりうまく回転させるためには、市の市民後見制度だけの委託をかけても意味がない。意味がないというわけじゃないですが、うまく効率的に機能しないのではないかな。それよりは、社協さんが独自で成年後見センターをつくっていただいて、そこの運営に対する部分を補助金として流すことも一つの手ではないかということで、今、検討を進めているところでございます。

○委員（新原春二）私もそのほうが、非常にスムーズな運営なり、後見ができるんじゃないかなというふうに思っていますので、そこら辺は社協のほうとまた十分協議をされて、うまく成年後見制

度がつくようにお願いしたいと思いますが。特に今、農地の問題でいろんな中間管理機構等も含めて集約をする場合に、そうした不動産も含めて、非常な相続の問題等も含めて、露呈をしているようであります。そういう意味では、誰が後見をしていくのかというのが、なかなか煮詰められないところがありますので、今後やっぱりこういった依頼をされるところが非常に多くなってくるんじゃないかということを危惧しますので、そこら辺を社協さんと十分な連携をとって、よろしく願いしたいと要望しておきます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）特別養護老人ホームについての待機者の現状をお聞かせ願いたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）特別養護老人ホームの待機者、要介護3以上の方が512名でございます。在宅におきます待機者がそのうち157名でございます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今、議論する中で、一番やはり問題だと思ったのが、保険料の問題です。収入未済額が多額に上っているわけですが、その内訳として普通徴収の方々、無年金の方々や年金が1万5,000円以下の方々ということで、減免制度があるはずなんです。それがやっぱり活用されていないというのは、私は問題だというふうに思っています。よって認定に反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませか。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）これで、討論を終わります。

採決します。

採決は起立により行います。

本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）ここで、皆さんのお手元に配付してある市民健康課から資料が配付されておりますが、市民健康課長、説明をお願いします。

○市民健康課長（穴野克己）昨日御説明した補足でございます。お手元に資料を配付してございまして、2枚紙でございます。

まず第1点、救急搬送における軽傷患者の割合、これは新原委員が救急医療体制の充実のところで、適正受診をされているかと、件数は、それから推移はということでございました。ここに書いてございますとおり、これは平成25年ということで、1月1日から12月31日、消防局の救急車の搬送のところから、数字をお借りしました数字でございまして、3,607件中1,292件が軽傷患者の数字ということで、35.8%を占めております。推移としては、平成23年は40%、平成24年は37%でありましたので、少しずつではございますが、減少をしていると。今後ともこの適正受診に関する周知を図ってまいりたいと思います。

2番目の済生会川内病院の選定療養費の実績ということで、少し御説明を申し上げましたが、1件あたり1,000円ということで、きのう申し上げましたが、消費税が入って、平成25年度は1,050円ということでございます。この中身につきましては、平成8年4月の健康保険法の改正により、200床以上の病院に初診に関する特定診療費の制度が設けられたということでございまして、この中身は大きな病院と他の診療所との機能分担を推し進めるために設けられたものということで、患者さんに対しましては、まず近くの診療所を受診していただき、病院と診療所の機能を分担して、限られた医療資源の有効活用、大きな病院の混雑緩和などを目指したものでございます。件数としましては、内科と外科が対象でございますが、平成25年度は621件、外科が45件ということでございまして、推移につきましては、

平成25年から始まったということでございまして、平成26年度の推移を見ながら、この数字がどうなっていくかを注視していきたいというふうに考えております。

それから3番目の医師研究研修事業費の旅費のところでございますが、これは、永山委員の職員の計画的な研修をというようなこととございまして、中身を見ますと、全国国保地域医療学会ほか13件ということで、115万2,260円ということでございまして、このほかに同じ総務費の一般管理のほうで事務長の研修とか、それから昨年は手打診療所の看護師の研修会、1名ではございましたが出張しておりました。御報告申し上げておきます。

あと、2枚目の紙でございますが、感染症等の予防費の執行残が多いのではないかと御指摘の中身でございます。2枚目が委託料の実績、3枚目がワクチン代の需用費の実績でございますが、3枚目をお開きいただきたいと思います。

ここで一番大きいのが、きのうも申し上げましたが、子宮頸がんワクチンの2,578万800円でございます。これにつきましては、きのうも申し上げましたが、子宮頸がんの積極的な勧奨を行わないでくださいというような厚生労働省の通達平成25年6月14日付でございました。ですので、これで減額をすれば残金は残らないわけでございますが、再開するかどうかの結論がこの厚労省の部会で、平成26年1月20日現在でもまだ決まっていなかったということから、補正予算に間に合わず、このような形で大きな残金が残ったということでございます。あと、それぞれのワクチンの増減がございまして、これは制度の改正等によって、数値等の差異が少し生じたということでございます。なお、薬剤料費とそれから委託料の数量の少しの差異がございまして、これにつきましては、病院と薬品会社との請求のずれでございまして、少し差異がございまして、申し添えておきます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）質問はよろしいですね。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を含めて終わります。御苦労さまでした。

保護課の説明まで受けますか。休憩しますか。説明しか受けられんけど、説明が10分、ちょっと無理か。休憩しましょうか。

ここで休憩いたします。開会は1時といたします。

~~~~~

午前11時48分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保護課の審査

○委員長（江口是彦）次は、保護課の審査を行います。

△議案第94号 平成25年度一般会計歳入歳出決算

○委員長（江口是彦）先ほど審査を一時中止しておりました議案第94号平成25年度一般会計歳入歳出決算を議題とします。

それでは、保護課関係の決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）保護課の主要施策の成果について、決算附属資料に基づき概要を御説明させていただきたいと思います。

附属資料の88ページをお開きいただきたいと思います。

1、生活保護制度におきましては、生活困窮者に対します必要な保護と自立の助長を行ったところでございます。3月時点での保護世帯数は752世帯、保護率は10.11パーミルでございます。また、自立支援のために就労支援員を配置し、被保護者に対して就労意欲を喚起しながら、ハローワークにも同行するなど、各種指導を行ってきたところでございます。結果として、保護廃止につながった世帯が8世帯出てきたところでございます。

次に、2、行旅病人等取り扱い事務費につきましては、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の対応5人を昨年に行ったところでございます。

以上、保護課の主要施策の成果について、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、保護課長のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（江口是彦）続いて、一般会計歳入歳

出決算中、保護課分について補足説明を求めます。

△議案第94号 平成25年度一般会計歳入歳出決算

○保護課長（小原雅彦）それでは、保護課分に係る決算について、まず、歳出について御説明申し上げます。

決算書の105ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち、当課分の支出済み額は、43万827円であります。

備考欄で主なものを御説明申し上げます。107ページであります。

事項、行旅病人等取扱い事務費につきましては、行旅死亡人5人にかかわる葬儀の委託料が主なものであります。

なお、1目の社会福祉総務費の当課分の1節50万円以上の不用額はありません。

続きまして、決算書の119ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出済み額は2億1,310万3,616円であります。

備考欄で主なものを御説明申し上げます。

まず、生活保護管理運営費の主なものは、嘱託医2人分の報酬、保護課職員14人分の給与費、生活保護システムの保守業務委託ほか1件の委託、ケースワーカーとしての社会福祉主事の資格認定を受けるための2人分の講習会負担金、平成24年度生活保護費等国庫負担金の実績額確定による差額分の国庫支出金等精算返納金などが主なものであります。

次に、事項、自立支援プログラム策定実施推進事業費の主なものは、被保護者の就労支援を行う就労支援員と子育てなどに係る相談を行う就学・子育て支援員2人分の報酬及び社会保険料等が主なものであります。

次に、事項、生活保護適正実施推進事業費の主なものは、生活保護面接相談員2人、診療報酬明細書点検業務、嘱託員1人、年金調査員1人、医療扶助相談・指導員1人、適正保護推進員1人の合計6人分の報酬及び社会保険料、生活保護基準改定に係るシステム改修業務委託ほか1件、レセプト管理システム操作端末1台分に係る備品購入費、県下都市社会福祉主事研修会負担金ほか2件の負担金などが主なものであります。なお、1節社会生活保護総務費の1節50万円以上の不用額

はありません。

続きまして、同じく決算書119ページの3款4項2目扶助費の支出済み額は15億2,662万9,038円であります。

備考欄を参照ください。

保護世帯は752世帯、952名で、保護率10.11パーミルです。おおむね市民100人に1人が生活保護費の受給者といえます。扶助費、支出では、生活扶助を初め、全部で8項目の扶助を行っておりますが、中でも医療扶助が全体の6割を占め、次いで生活扶助が3割、住宅扶助の順となっています。この割合は、例年同様であります。

2目扶助費の1節50万円の不用額ですが、21節扶助費の4,913万1,962円です。これにつきましては、扶助費の執行残によるもので、主に医療扶助等の執行が不確定なために生じたものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。決算書の33ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済み額は12億3,273万6,000円であり、保護費として支出した費用の4分の3を国から生活保護費負担金として受け入れたものであります。

続きまして、35ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の生活保護適正実施推進事業補助金の収入済み額は、37ページの備考欄になりますが、1,039万5,000円は、生活保護の適正な運営を確保するために、診療報酬明細点検業務嘱託員や適正保護推進員、医療扶助相談指導員年金調査員5人分の経費及び生活保護課職員の資質向上のための研修等に係る経費について、補助率100%を受け入れたものであります。

続きまして、41ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済み額2,268万2,103円は、居住地がない、帰来場所がない、または明らかでない、例えば長期入院等による被保護者分ですが、本来県が負担すべきものですが、県にかわり市が支弁した24世帯24人分の保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する分について、県から受け入れたものであります。

続きまして、43ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の生活保護受給者就労支援事業補助金865万円は、就労支援員1人、生活保護面接相談員2人、就学・子育て支援員1人の雇用に対する経費等について100%の補助分を受け入れたものであります。

次に、51ページをお開きください。

16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の当課分は、行旅病人等取り扱い事務費委託金の31万64円です。これにつきましては、行旅死亡人に要した経費について、県から委託料を受け入れたものです。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入の当課分は、決算書の67ページになります。

備考欄右下、生活保護費返納金であります。主なものは、過年度分の生活保護費返納金で、94件のうち、54件の全部または一部を収納し、次に現年度分返還金、生活保護費返納金で、117件のうち、115件分の全部または一部、次に平成25年度において、いわゆる不正受給の返還を求めました。現年度分の生活保護徴収金で、11件のうち8件分の全部または一部を徴収したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 平成25年度から生活保護の基準が引き下がったんだと思うんですが、全国的には不服審査請求という運動がありまして、薩摩川内市でもそういうのがあったかどうかということと、それから、この生活保護基準というのは、いろんな分野に関連する、就学援助とか、そういうものにいろいろ関連してくるわけですが、それについては、中川部長のときに、市民福祉部が中心になって調整するという話になってたと思うんですが、その辺については今どうなってるのか、お尋ねしたいと思います。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今回の引き下げに伴う市民福祉部で調整した件についてということでございますが、これにつきましては、教育委員会も含めまして、関係のある課については、全てまず事業を出してもらって、今後の対応をどうす

るかということで、執行会議まで開いて方針を決定したところでございます。これにつきましては、それぞれの市として統一して、仮に今回の引き下げに伴い保護を外れた場合については、従来と、保護を受けたときと同じような取り扱いをすることで合意形成を図り、それぞれ対応したところでございますが、実質的にこの引き下げによって保護廃止になった方がいらっしゃいませんでしたので、制度的には整いましたが、適用した方はいらっしゃらなかったということでございます。

保護費の引き下げに伴う審査請求のあり方については、課長のほうから回答します。

**○保護課長（小原雅彦）** 不服等の審査請求についてはございません。

以上です。

**○委員（井上勝博）** その関連する事業への調整ということについては、どういうふうに調整されたかっていうのは、これは何か公開されてるんですか。いわば就学援助については、基準をもとにしてたわけですが、それがどうなったかということで関係者によく通知が行ってるとか、そんなふうにしてるんですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今回の部分の保護費の引き下げに伴いまして、保護を廃止された方については、保護課のほうから、関係課のほうには、その旨、通知を情報提供すると。それに基づいて、その方につきましては、保護を受けてたときと同じような取り扱いで減免なり、取り扱いは同じような形でするという形で、それぞれの制度の中で執行していくということで合意をとったということでございます。

**○委員（井上勝博）** 生活保護基準っていうのが、一つの基準になって、さまざまな制度に影響が出るわけですね。そのままにしておくと。しかし、政府は、ほかのそういう制度には影響がないように調査して、影響が出ないようにするという約束だったし、それについて、この基準引き下げに伴って影響が出ないように、どういうふうにしてるのか。意味がわかる、わからん。基準が下がったわけでしょう。で、就学援助制度なんかに影響が出てくるわけでしょう。だから、出ないようにするっていうのは、どういうふうにするわけ、つまり、そこら辺がよくわからないんですよ。つまり、基準が下がったんだから影響が出てくるわけでしょう。

**○市民福祉部長（春田修一）** ちょっとかみ合わないところがございますが、私どもとしては、今回の部分で生活保護費の基準が3年間で10%引き下げをされると、それを3年間で緩和して。ですから、年間3%ほどの保護支給費引き下げがなされることによって、生活保護を外れる方がいらっしゃる可能性があったので、その分については、保護を受けてたときと同じ取り扱いで当該年度は取り扱いをしますということで、それぞれ、今のそれぞれの制度の中で、市長が特に認める場合という規定がございましたので、その規定がある分については、その規定を生かして、同じような取り扱いをします。ただ、そういう規定がない場合については、それぞれが規定の改正をしながら、各部局で規定の改正をして、同じような取り扱いをしますということで、執行会議で合意をとったところです。ですから、そういう形で行政としてはしましたが、井上委員がおっしゃるのは、生活保護基準が引き下げに伴って就学援助費の基準が引き下がったり、いろんな制度の引き下げとか、そういう部分が引き上げがあるというようなことに対する対応かということにつきましては、市としては、その部分については、対応はできなかったということでございます。それは、国とか、そういう制度設計をするところでやっていただいているということで解釈しております。

**○委員長（江口是彦）** よろしいでしょうか。

**○委員（井上勝博）** 介護保険料などの減免などは、介護保険料を徴収したら生活保護基準以下になる場合は、減免をするとかって、そういうのがあったと思うんですよ。だから基準があったと。その基準が下がったわけだから、それを元の基準で進めるというふうにしてるっていうことなんですか。そういうことですね。わかりました。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑はつきたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。御苦勞さまでした。

---

△子育て支援課の審査

**○委員長（江口是彦）** 次は、子育て支援課の審査を行います。

---

△議案第94号 平成25年度一般会計歳入歳出決算

○委員長（江口是彦） それでは、子育て支援課関係の決算の概要について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、子育て支援課の主要施策の成果につきまして、決算附属書に基づき御説明させていただきます。

決算附属書の89ページからになります。  
89ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1、女性・家庭児童相談事業では、要保護女子のDV相談、これは54件、平成25年度はございました。DV相談や児童虐待、これは77件でございました。など、家庭養育における相談等に応じ、あわせて指導、助言を行ったところでございます。

次に90ページから91ページになりますが、子育てと仕事が両立できる環境づくりにおきましては、多種多様化します保育ニーズに応えるために、保育園での延長保育、これは、29園全てでやっております。そのほか、17園で一時預かり保育事業等の推進をするなど、あわせてファミリーサポートセンター事業等による保育サービスの充実を図ってきたところでございます。また、親子で参加できる育児リフレッシュ事業も実施しておりまして、4,842人の親子が参加していただきましたが、育児不安・負担の解消を図ったところでございます。

次に、92ページでございますが、生活を支える子育て支援の充実では、児童手当の支給及びひとり親家庭等に児童扶養手当の支給を行うとともに、生活の安定及び児童福祉の増進を図ったところでございます。

93ページでございますが、学童保育の充実では、市内17箇所の児童クラブの運営に関する補助を行ったところでございます。

次に、94ページでございます。保育所の運営では、市内27箇所の私立保育園と、2箇所の認定こども園及び里及び下鰐地域のへき地保育所において、乳幼児の保育を行い、児童福祉の増進を図ったところでございます。

次に、95ページでございます。ひとり親家庭等の生活の安定と向上では、母子・父子家庭などのひとり親家庭等への医療費を助成するとともに、母子家庭の自立促進のための能力開発資格取得を支援したところでございます。

7の子どもの健康と福祉の充実では、中学校終了、15歳に到達する以後の年度まででございますが、終了までの児童を対象に、保険診療に係る医療費の全額を助成を行ったところでございまして、記載のとおり、県補助分で7,100万円程度、市単独分で2億2,500万円程度、合わせまして2億9,600万程度の助成を行ったところでございます。

以上、子育て支援課の成果につきましての概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、引き続き、子育て支援課長のほうで説明をさせていただきますと思います。

○委員長（江口是彦） 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、子育て支援課分について、当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） 子育て支援課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、子育て支援課の平成25年度決算について、まず歳出から御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の115ページをお開きください。

3款民生費の3項児童福祉費、7目児童福祉総務費は、支出済み額4億5,897万6,003円であります。

繰越明許費2億8,970万7,000円は、のぞみ保育園建築工事と青山幼稚園の改築工事に係る補助金、平成27年4月から開始予定の新子育て支援システムに係るシステム開発委託料及び子ども・子育て支援事業計画策定委託に係るものでございます。

事項、児童福祉管理運営費の主なものは、行政事務嘱託員3名、ファミリーサポートセンター業務嘱託員1名と、職員10人分の人件費、地域子育て支援センター、病児・病後児保育、育児リフレッシュ事業等の委託料、一つ飛びまして、延長保育、一時預かり、障害児保育事業、保育所地域活動等の特別保育対策事業補助金が主なものでございます。

次の、事項、児童福祉施設整備費のうち、主なものは、繰り越し事業分で、入来保育園の改築整備事業補助金でございます。

開けていただいて、117ページ。事項、女性・家庭児童相談費は、女性・家庭生活指導相談員3名に係る人件費ほか、婦人相談、児童相談管理システムの保守委託料が主なものでございます。

2 目児童措置費、支出済み額は 2 2 億 5,134 万 9,163 円、児童手当、児童扶養手当、母子生活支援施設措置費の扶助費でございます。

3 目児童館費は、支出済み額 8,707 万 1,995 円であります。内容は、17 の放課後児童クラブに対する運営補助金等でございます。また、15 節工事請負費につきましては、平成 26 年度への繰り越し事業で、これは、閉館いたしました旧水引児童クラブの解体費用で、12 月補正で予算成立したもので、工期の設定上、年度中の完成が望めないため、繰り越したものでございまして、本年 7 月に工事は完了しております。

4 目保育園費は、支出済み額 2 4 億 1,511 万 4,274 円で、内容は下甕保育所の保育士業務嘱託職員 1 名に係る人件費、里保育園の指定管理委託料、そして、本土地域の法人立の保育園と認定こども園の運営費として支払います扶助費でございます。

5 目母子福祉費は、支出済み額 7,734 万 2,507 円で、内容はひとり親家庭医療費助成及び母子家庭自立支援給付金の扶助費のほか、母子寡婦福祉会運営費補助金等でございます。

次は、121 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費のうち、子育て支援課分は、備考欄中、中ほどの事項、子ども医療費助成で支出済み額は 3 億 1,276 万 6,264 円であります。内容は、審査集計機関への審査手数料、医療機関への助成事業報告事務手数料、そして、医療費助成の扶助費が主なものでございます。なお、扶助費が 84 % の執行率で、5,622 万 7,984 円の執行残となりましたが、インフルエンザ等の流行がなかったことにより、執行残が生じました。

以上が歳出でございます。

引き続き歳入について御説明いたしますので、歳入歳出決算書は戻っていただきまして、17 ページをお開きください。

13 款分担金及び負担金の 2 項負担金、1 目民生費負担金、3 節児童福祉費負担金でございます。内容は、備考欄記載のとおり、保育所の運営費負担金、保育料が主で、その他子育て支援短期入所利用負担金でございます。不納欠損 90 万 3,120 円は、平成 14 年から平成 20 年度の保育料滞納分について、消滅時効により、57 件、

11 人分を処理いたしましたものでございます。また、収入未済は私立保育園の保育料で、現年分 462 万 1,930 円、滞納分 1,452 万 6,250 円、及び子育て支援短期入所利用負担金 3 万 600 円でございます。

次は、14 款使用料及び手数料でございますが、決算書は 31 ページをお開きください。

2 項手数料の 2 目民生手数料、1 節民生手数料は、児童手当受給証明手数料でございます。2 節督促手数料は、保育料滞納分に係るもので、不納欠損額 5,100 円は平成 17 年から平成 20 年度分の 9 人分につきまして、保育料とあわせて処理いたしましたものでございます。収入未済額は 12 万 1,800 円であります。

次に、33 ページをお開きください。15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金でございます。3 節児童福祉費負担金のうち、子育て支援課分は、備考欄二つ目の米印になります。児童扶養手当、保育所運営費、児童手当等の国庫負担金でございます。

次は、35 ページ、2 項国庫補助金でございます。子育て支援課分は、備考欄下から 6 行目、2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金のうち、備考欄二つ目の印の児童虐待防止対策事業費補助金で、女性相談員の人件費等に関する補助でございます。

次の、3 節児童福祉費補助金は、母子家庭の自立を支援する教育訓練給付金に対する補助金でございます。

次は、飛びまして、決算書 41 ページをお開きください。

中ほど、16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費負担金、3 節児童福祉費負担金でございます。子育て支援課分は、備考欄二つ目の米印、保育所運営費負担金、児童手当等の県負担金でございます。

次は、開けていただきまして、43 ページ、2 項県補助金、2 目民生費補助金でございます。子育て支援課分は、3 節児童福祉費補助金で、ひとり親家庭医療費助成児童クラブ運営に係る放課後児童健全育成事業、保育所整備事業、延長保育、病児・病後児保育等に係る保育対策等促進事業等補助金でございます。収入未済額 2 億 1,511 万 4,000 円は、のぞみ保育園建設工事と青山幼稚園の改築工事及び平成 27 年度から開始予定の新

子育て支援制度システムのシステム開発に係る県補助金で、事業繰り越しに伴うものでございます。

次は、開けていただきまして、45ページ、3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金、子育て支援課分は、備考欄中ほど乳幼児医療費補助金でございます。

次は、飛びまして51ページをお開きください。

3項県委託金で、子育て支援課分は、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、備考欄三つ目の米印、権限移譲事務委託金で、母子寡婦資金貸付事務に対するものでございます。

次は、69ページをお開きください。

21款諸収入の5項4目1節雑入でございます。子育て支援課分は、備考欄中ほど、子ども医療費助成返還金は4名分、ひとり親家庭等医療費助成返還金は1名分、児童手当返納金は1名分、児童扶養手当返納金は2名分、子ども手当返納金は13名分でございます。また、調査回答謝金として、厚生労働省から3,600円を受け入れております。

以上が雑入です。以上で、歳入でございます。

最後に、平成25年度決算につきましては、監査委員から意見書で御指摘をいただいております。

1点目、監査意見書22ページで、児童福祉費負担金、保育料の収入未済額が多額になっているので、さらなる徴収に努められたいとございます。

御意見のとおり、平成25年度末で1,914万8,180円の滞納となっております。滞納対策といたしまして、各保育園の園長をお願いいたしまして、収納業務委託を実施しております。また、保育料の滞納がある世帯には、児童手当支払いを窓口払いといたしまして、児童手当からの収納を促しております。これによりまして、滞納金額につきましては、平成24年度末に2,167万5,920円ございましたが、本年度は1,914万8,180円とマイナス252万7,740円となっております。しかしながら、監査委員の御指摘のとおり、まだまだ収入未済額が多額でありますので、今後も滞納対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目、監査意見書39ページです。平成24年度に発生した子ども手当過払い金については、今後も引き続き回収に努めたい、でございます。平成24年6月に子ども手当の重複払いが発生いたしまして、市民の皆様には大変御迷惑をお

かけいたしました。

過払い金の回収状況等について御報告申し上げます。

総額1,262万5,000円、495件の過払いでございましたが、平成24年度までに1,136万1,000円、456件を回収、平成25年度中に32万6,000円、9件を回収いたしまして、残が93万8,000円、31件となっております。今年度も引き続き、電話、臨戸による催告を繰り返しておりますが、現在まで1万5,000円の1件を回収いたしましたのみであります。残り30名の方々に対しましては、文書を発送し、改めて返納をお願いしているところで、その状況を見ながら戸別に臨戸や電話での催告を行い、引き続き回収に努めてまいりたいと考えております。

以上で、歳入歳出決算書、子育て支援課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** 当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 決算附属書の子育て支援会議というのがありますよね。これは、いわば新しい制度をつくる上で、この会議の中で、いろいろ議論されたと思うんですが。結果的には、国の基準ということで、ほとんど国の基準のとおりものになってきたと。暴力団の関係は市の独自のものではあると思いますが、今度の制度というのはいろいろやっぱり問題はやっぱりあると思うんです。保育所で、今、保育料の問題が出されました。滞納があると。これからは、例えば、認定こども園とか、それとか、ほかに家庭の関係とか、そういうのは直接契約で、保育料を市が徴収するっちゃうことじゃなくなるわけです。だから、確かに待機児童は減るんだけど、一方ではそういう形で、市の管轄外になる部分というのが出てきて、やっぱりいろいろ問題があると思うんです。この子育て支援会議で、どういう意見が出されたりしているかということなど、そもそも会議をどういう頻度で行われて、どういう意見などが出されたのかについてお尋ねしたいと思います。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 平成24年度に子ども・子育て支援法等ができて、3年間かけて新しい子育てのシステムに今移行中でござい

ます。子育て支援課といたしましても、昨年の12月に第1回の会議を行ったところでございます。平成25年度は1回で会議が終わりまして、そこで、子育てをしていらっしゃる方がどんなニーズがあるかってことで、第1回目ですりあえずニーズ調査を行うってことで、1,000件程度アンケート調査を行ったところでございます。その回答をもとに本年度、第2回から第6回まで会議をしておるところでございます。ここで大きく決めていくのは、今後5年間の子育ての計画を策定するというのが一番大きなメインでございます。それに向けて今、量の見込みと申しまして、今後、保育園があとどれくらい足りないのか、そういう放課後児童クラブがあと幾つ必要とかかそういうような量の見込みの調査を行っているところでございます。そこで、委員の皆様方にいろんな意見をいただきまして、よりよい計画をつくるっていうのが大きな目標になっておるところでございます。

**○委員（井上勝博）** 子ども・子育て支援事業計画っていうことだったと思うんですけども、これを国のそもそもそういう国が示すものが大分おくれたというところで、漠然としたものだったということはあると思うんですけども。しかし、この問題点ということについて、委員の中からの指摘っていうのはなかったものなんでしょうか。それに対する市の上乗せ措置ということは、考えられなかったものなのかということなんです。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 特に、上乗せ措置と申しますか、保育をする上で、今度の9月議会で出ささせていただきました条例が、保育をするときの基準に関するものでございますので、それにつきましては、国が十二分に検討した上で、こういう形でしてくださいということで出されたのを、一応、会議に諮りまして、最終的にはそういう形でいきましようということで、御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ございませんか。

**○委員（永山伸一）** 済いません。保育所の負担金等の滞納の問題です。これは子ども手当の過払い金の返還についても一緒なだけ。今、そういった回収については、努めてると。監査委員の

指摘もあったので、取り組んでるという話はあったんですが、もう少し詳しく現状聞きたいなというところがあるんです。私も思ってるんですけど、子どもさん方であれば児童手当があるわけですから、今聞けば、振り込みを手渡しにすれば、相当な回収ができるんじゃないかというふうに思ってたんだけど。それをやってるって、それを聞きたいなって思ってたんだけど。それをやってるということをおっしゃいましたけれども。それでも金銭的にこんなに大きな滞納って、滞納繰り越しも当然あるとは思いますが。保育料なんかについては、まだ当分の間、児童手当があるわけだから、ある程度の回収できるんじゃないかなというふうに思うんですが、まだ回収に多額の金額の回収に至ってない経緯というのは、何なんですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 保育料の滞納があるのが、平成11年ぐらいからの分がまだございます。時効は5年間なんですけど、5年間のうちに幾ばくか納めていただければ、その分がずっと残っていくんです。大口の方なんかで、もう子育てが終わられて、児童手当がない方なんか結構ございます。それにつきましても、時効にならんように、1,000円でも2,000円でもいいですからってことで、時効中断を考えながらやっているところなんですけど、過年度分がやっぱりちょっとたくさん残っております。今の考え方としては、現年度の分を極力滞納が出さないようにすれば、今よりはふえないというような考えで、今保育園にいらっしゃる方は、極力納めていただくような形で園長さんを通じまして、督促料とかそういうので出ますよということでお願いをしてるところでございます。

**○委員（永山伸一）** わかりました。過年分が相当あるというようなことですね。そういったところについては、結果的には不納欠損で落とすしか、それをしないように幾らかずつ徴収しているということですね。ちょっと不安なのが、来年4月から制度がまた大きく変わるということで、細かな内容についてはそんな変わらないんだけど。子育て支援の法律体制が変わるということでもって、やはりほんとに現年度分の滞納はないという形をつくっていかないと、これを何らかの形をつくってから、今取り組んでいらっしゃる児童手当のほうも児童手当で、子ども手当の過払いも児童

手当で、済いません、いただきますと言えば、この場合はまだ一昨年の話だから、取れるわけですので、本人が拒否はしても、拒否されてると思うんだけど。やはりそういう強い姿勢で臨んでいかないと、過年分の金額大きいのは、非常に問題であるんだけど。とにかく、来年度から子育て支援の関係法令がやっぱり大きく変わるのを機会に、平成25年度現年、平成26年度も含めて、現年分の未徴収がない形にやはり取り組んでほしいと、これは要望ですけど、そのような形でぜひ強く要望しておきます。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** ほかにございませんか。

**○委員（中島由美子）** この女性保護事業ということで、女性・家庭児童相談事業が本当にきちとできてきているので、こんなに数字が上がってくるんだろうと思うんですが。DVとか、子どもの虐待というのもたくさん数が上がってるみたいなんです。現実に対応っていうのは、解決に向かう方向っていうか、そういう方向になっているのか。ことしは配偶者暴力相談支援センターもきちと設置をされまして、女性にとっては大分安心できるセンターになってるのかなと思うんですけれど、現実はどうのような対応なのか、ちょっと教えてください。

**○課長代理（西田光寛）** 相談業務につきましては、私と、あと相談員3名という形で対応を行っておるところでございます。今、御紹介ありましたとおり、県内でも自治体としましては2番目に配偶者暴力相談支援センターというのも市に設置を平成25年の4月からしたところでございます。市では1番目だったんですけれども、設置したからということでもないんですけれども。女性のDV相談とか、児童の虐待相談、さまざまな相談が毎日のように寄せられております。その辺の処理につきましては、関係機関、児童相談所や県の女性センター及び川内の警察署さん、非常に連携をとりながら、また庁舎内でも庁内の連絡会議というものを作成して、そういう困った方が来られた場合は、市営住宅への優先入居とか、保険が必要な方は国保を大至急つくっていただくとか、住民課のほうでは、閲覧のされないような支援措置、そういうのもしながら支援を行っているところでございます。自立につきましては、一番難しいのがやはり生活支援というところが一番難しい問題に

なりますけれども、そちらのほうも、先ほどありました保護課さんの協力をいただきながら、申請によっては生活保護という制度を利用させていただきながら、自立を促しているところでございます。以上です。

**○委員長（江口是彦）** よろしいですか。ほかに質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑はつきたと認めます。

以上で、議案第94号、決算の認定について、平成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 討論の声がありますので、これから討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論を認めます。

**○委員（井上勝博）** 平成25年度一般会計の決算について、財政運営プログラムということで、このさまざまな負担増、また削減というのがあると。一例が乳がん検診の自己負担増、それから鍼灸の60回から40回への削減などがありました。それから、国保会計の問題については、関連して、私はさらに繰出金の増額を求めて、国保税の引き下げを求めていきたいと思っています。

また、住基ネットについては、広域的な利用というのは非常に少ない中で、データ漏出の危険というものもあって、住基ネットそのものについては、まだ国民の批判があるわけですが、そういった問題もあるということで、一般会計決算の認定に反対いたします。

**○委員長（江口是彦）** 次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 反対の討論、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算は認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（江口是彦）** 起立多数であります。

よって、本決算を認定すべきものと決定しまし

た。

以上で、子育て支援課を含め、本委員会付託分の審査を全て終了いたします。

当局の皆さんは、２日間にわたり、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

---

△委員会報告の取扱い

○委員長（江口是彦）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査

○委員長（江口是彦）ここで、閉会中の継続調査についてお諮りします。

閉会中の継続調査については、お手元に配付のとおり議長に申し出たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（江口是彦）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、二日間にわたり、大変御苦勞さまでした。

## 【巻末資料】

閉会中の継続調査について



閉会中の継続調査について

| 市民福祉委員会 |                     |
|---------|---------------------|
| (調査事項)  |                     |
| 1       | 戸籍及び住民記録等に係る諸証明について |
| 2       | 健康増進について            |
| 3       | 地域医療について            |
| 4       | 環境保全について            |
| 5       | 産業廃棄物管理型最終処分場について   |
| 6       | 社会福祉事業について          |
| 7       | 障害者支援について           |
| 8       | 高齢者支援について           |
| 9       | 子育て支援について           |
| 10      | 国民健康保険について          |
| 11      | 介護保険について            |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦